

免許番号 共第113号

漁場の位置 淡路市岩屋地先

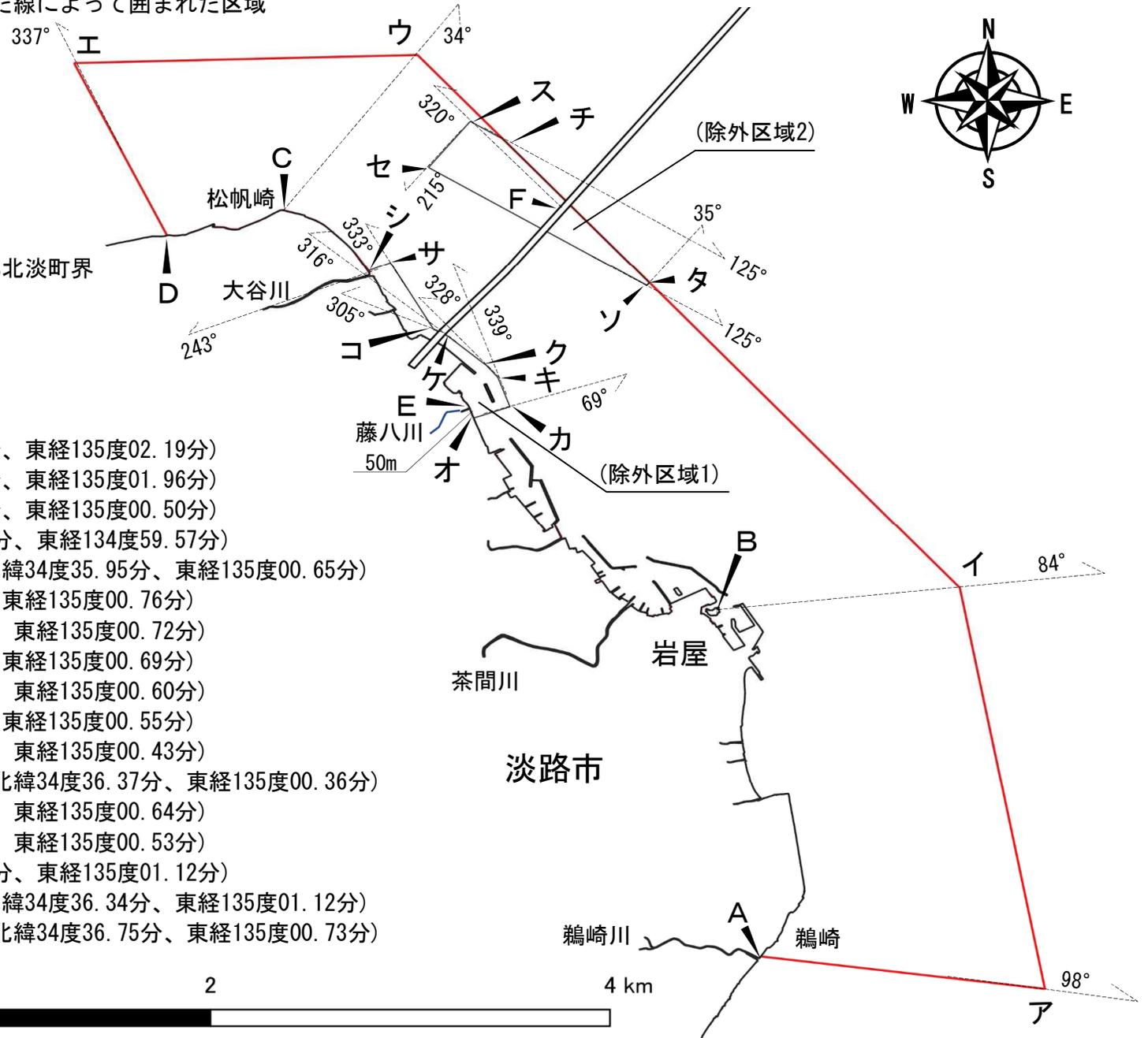
漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

(除外区域1) 点オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域2) 点ス、セ、ソ、タ、チ及びスを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 淡路市鵜崎川尻左岸  
(北緯34度34.40分、東経135度01.41分)
- B 淡路市岩屋絵島東端  
(北緯34度35.40分、東経135度01.31分)
- C 淡路市岩屋松帆崎北端  
(北緯34度36.55分、東経135度00.13分)
- D 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界  
(北緯34度36.48分、東経134度59.83分)
- E 淡路市岩屋藤八川尻右岸  
(北緯34度35.98分、東経135度00.63分)
- F 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点  
(北緯34度36.57分、東経135度0.88分)
- ア Aから98度1,200メートルの点 (北緯34度34.31分、東経135度02.19分)
- イ Bから84度1,000メートルの点 (北緯34度35.46分、東経135度01.96分)
- ウ Cから34度1,000メートルの点 (北緯34度37.00分、東経135度00.50分)
- エ Dから337度1,000メートルの点 (北緯34度36.97分、東経134度59.57分)
- オ Eから最大高潮時海岸線に沿い南へ50mの点 (北緯34度35.95分、東経135度00.65分)
- カ オから69度175メートルの点 (北緯34度35.99分、東経135度00.76分)
- キ カから339度158メートルの点 (北緯34度36.07分、東経135度00.72分)
- ク キから328度85メートルの点 (北緯34度36.10分、東経135度00.69分)
- ケ ケから316度202メートルの点 (北緯34度36.18分、東経135度00.60分)
- コ ケから305度91メートルの点 (北緯34度36.21分、東経135度00.55分)
- サ コから333度395メートルの点 (北緯34度36.40分、東経135度00.43分)
- シ サから243度の線と最大高潮時海岸線との交点 (北緯34度36.37分、東経135度00.36分)
- ス Fから320度570メートルの点 (北緯34度36.81分、東経135度00.64分)
- セ スから215度300メートルの点 (北緯34度36.67分、東経135度00.53分)
- ソ セから125度1,100メートルの点 (北緯34度36.33分、東経135度01.12分)
- タ ソから35度の線とイとウを結んだ線との交点 (北緯34度36.34分、東経135度01.12分)
- チ スから125度の線とイとウを結んだ線との交点 (北緯34度36.75分、東経135度00.73分)



令和5年9月1日 免許  
共第113号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	ひじき漁業		11月1日から5月31日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	いぎす漁業		5月1日から9月30日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで							
1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第113号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市岩屋1414番地の1 淡路島岩屋漁業協同 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		